

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規程

〔平成22年1月21日〕
〔企業管理規程第11号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）及び公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定委員会)

第2条 認定委員会は、委員長が招集する。

- 2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 委員長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項、その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が決する。

(審査会)

第3条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。
- 5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が決する。

(補則)

第4条 この規程で定めるもののほか、補償の手続その他条例の実施に関して

は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(昭和43年三木市規則第2号)の規定の例による。

附 則

この規程は、平成22年1月21日から施行する。